

1 社随意契約する理由

業 務 名	子育て支援拠点施設整備実施設計業務委託
1 社随意契約する理由	<p>村上市財務規則第133条第3項第7号の規定による</p> <p>旧神納東小学校を活用し、子育て支援拠点施設を整備するにあたり実施設計が必要。</p> <p>令和4年度に基本設計を受託し、施設内を熟知した事業者であれば設計にあたり業務を省略でき、時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあることから下記事業者に一社随意契約を行うものです。</p>
随意契約の相手方	<p>株式会社 堤建築設計事務所 代表取締役 近山 富貴</p>